

「電力の小売営業に関する指針（改定案）」に対する意見公募要領

令和6年1月10日
経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
電 力 ・ ガ ス 事 業 部
電 力 産 業 ・ 市 場 室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省は、平成28年1月、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者が電気事業に参入することを踏まえ、電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「電力の小売営業に関する指針」を作成して公表し、これまで制度改正等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

令和5年12月26日に開催された総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第68回電力・ガス基本政策小委員会において、小売電気事業者等の需要家に対する説明・事前書面交付義務の在り方等に関する議論がなされ、令和6年度の施行を目指し電気事業法施行規則及び同指針の改正に向けた所要の進め方を示されました。これを踏まえ、同指針の改定案を作成いたしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「電力の小売営業に関する指針（改定案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館5階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年1月10日（水）～令和6年2月8日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1－3－1
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-kouri-public-comment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「電力の小売営業に関する指針（改定案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「電力の小売営業に関する指針（改定案）」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	